

財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出

公証人（元検事）

本 江 威 憲

財団法人国際民商事法センターの草創期の状況を語れという要請を受けました。私が当時法務省法務総合研究所総務企画部長として、このセンターの設立に関与したからだと思います、その設立経緯を記しておくことも意義のあることと考えて筆を取りました。記憶に基づいて、そして多少は自分の手帳や日記などで確認しながら書くことにします。

アジアの発展途上国の民法・民事訴訟法など民事法の法整備を日本国が本格的に支援することになったのは、私が平成7年（1995年）4月に法総研総務企画部長に就任した直後のことでした。総務企画部長は新しいポストでしたが、国際民商事法センターを設立するために作ったのではなく、私がその前年度に法総研の研修第一部長だったときに、法総研には所長に次ぐ次長格のポストが必要だということで立ち上げたものでした。まさか私が就任するとは思っていませんでした。就任して間もなくのころ、当時の法務省の原田明夫官房長（後の検事総長、現財団法人国際民商事法センター理事長）から呼出しを受け、お部屋に伺うと、早速切り出されたのは、日本がアジアの発展途上国に民法の制定を支援する機関を創りたいのだが、法総研で引き受けてくれないだろうか、ということでした。当時はベトナムなど社会主義諸国が、次々に以前の社会主義下の計画経済から自由主義経済を取り入れているときで、それらのアジアの国々が、日本に対して、民法を教えてほしいと要請してきているとのことでした。しかし、法務省はどこのポストも多忙で人手が足りないということで正面から引き受けてくれず、年に1週間程度、民事局の検事がベトナムやモンゴルに出張して民事法の講義をするという程度で済ませているとのことでした。私が原田官房長にさらに尋ねると、大阪高地検の建物が老朽化して、大阪市内の中之島地区に新たに建設したいのだが、その地域は国際地区に指定されていて、国際機関以外は建設できないというので、大阪高地検の建物を建てるのなら、それとともに、その建物に国際機関を設けなければならない、ということでした。原田さんは、以前からアジア諸国の民事法の法整備支援を日本が行うことの必要性を感じておられたのだと思います。そして、大阪の上記の要請が生じたときに、この二つを合体する構想を打ち立てられて、法総研に持ちかけてこられたのだと思います。私は、大阪高地検の庁舎を建てるために、国際的な活動をする拠点を作るというのは変な感じがして、何となく不純なものを感じましたが、それよりも自由主義経済を取り入れて民事法制定の必要性を感じているアジア諸国の法整備に日本が貢献するという自体に、

心が湧き上がるような魅力を感じました。瞬間的にボアソナードが頭に浮かびました。明治の文明開化の黎明期（れいめいき）に、フランスのパリ大学のボアソナード教授がわざわざ日本にやってきて、近代的な法律の基礎である民法，刑法，そしてそれぞれの訴訟法などを教授してくれ、先進国フランスの法律を継受することによって日本の近代法の基礎を築くことが出来たことを、私たちは知っています。そして、以来 100 年が過ぎても、私たち日本人は、そのボアソナードに対し、深甚なる敬意と謝意の気持ちを持っています。私は、若いときにフランスに 2 年間留学する機会を与えられましたが、カルティエ・ラタンのパンテオン前にあるパリ大学Ⅱの校舎の廊下にはボアソナード教授の胸像がありました。フランス人に聞いてもほとんど知っている人がいないことから、この胸像は後に日本人が寄贈したものではないかと勝手に想像していますが、それでもその胸像の前に立つといつも感謝の気持ちが沸々と湧き上がってくるのです。一国の法整備に貢献するということは、その国にとっても貢献する側にとっても、極めて有意義なことです。そういうわけで、私は一も二もなくその提案を引き受けて帰ってきました。法総研の総務企画部がこれを担当することにしたのです。

しかし、実際に発展途上国に対する法整備支援事業を立ち上げることに、そのための組織を創設するには、いろいろ困難を伴います。まずは人と金です。人とは、相手国の法律家（立法担当者）を日本に迎えたとして、教授陣をどのように構成するかということです。検察庁にいる検事連中は、ことが民事法ということになると教壇に立つことを嫌うでしょう。法務省民事局には裁判官出身の民事法専門の検事たちがたくさんいますが、忙しくてとても教壇に立ってくれそうもありません。それで、仕方なく、現職の民事の裁判官で英語で講義ができる人と、全国の大学の民事法の教授でこの企画に協力してくれる人を結集しようということになりました。私は、直ちに最高裁人事局長に会って要請しました。当時は、今最高裁判事であられる堀籠幸男さんが人事局長で、この方は法務省の構想にいたく賛同され、直ちに民事の裁判官を講義に差し向けると言ってくれました。私が、実はまだ予算などなく、その講義に対する報酬が全く払えないのだと申し上げても意に介さず、この構想を進めるよう御支援を頂きました。相当抵抗があるかと思っていた私は、拍子抜けするありさまで、本当に感謝しています。大学の先生方を動員することについては、私と当時総務企画部副部長であった幕田英雄さんと法総研各部の教官で、全国のほとんどの有名大学をひとつひとつ訪問し、民法，民訴法，商法の教授の方々に会って直接要請しました。驚いたことに、無報酬だと分かっているにもかかわらず、法務省が乗り出すことなら全面的に協力すると次々に手を挙げてくださいました。私たちは、後にこの教授の方々に財団法人国際民商事法センターの学術評議員を委嘱して協力を得ることになります。

次にお金です。まずは、発展途上国の民事法立法担当者たちを日本に招聘するための旅費と日本における滞在費です。法務省にはそのような予算は全くありませんから、私は、法総研傘下の国連アジア極東犯罪防止研修所（いわゆるアジ研）から紹介してもらって、アジ研との連携を保っている国際協力事業団【現 独立行政法人国際協力機構】

(JICA) 八王子国際研修センターを訪問し、所長の戸井田宜雄さんに会って法務省のこの構想をお話しし、旅費と滞在費の支援を要請しました。ところが、私は全く予想しなかったのですが、所長さんは、直ちに「やっと法務省も重い腰を上げてくれましたか。出しますよ。」とおっしゃったのです。私はそう低い金額ではないので、相当抵抗されるものと思っていたのですが、所長さんの言によると、当時日本の国際貢献が国際的にも、また日本国内の声としても大きくなっていたとのこと。ここでも思いの外容易に関門を通ることができて、いよいよ始動するということになりました。

私たちは、この法整備支援事業を具体的に検討し、立案する過程で、相手国の立法担当者を日本に招聘し滞在するための予算だけを手当てしても、それだけではとても足りないことが分かりました。当時は既に行政機関を次々に整理縮小していくというのが政府の方針でしたし、まして新しい機関を創設するなどということは論外だという雰囲気でしたから、仮に本当にこの機関の創設が実現することになったとしても、正式に立ち上げるまでには、少なくとも数年間は法務省自体には人も予算もつかないことは明らかでした。また、その後も多様な資金が必要なことも分かりました。そこで私たちは相談した結果、この法整備支援事業を財政的に支援してくれる財団を作ろうということになりました。財団を創るということは、企業から基金を拠出していただくということですが、私たち検事は通常はそのようなお願いができるような経済界の方々に知己がありません。私は、考えた挙げ句、前田宏元検事総長にお願いに行きました。前田さんは、私が若いころ甲府地検検事として勤務していたときの検事正であり、私がいわゆるロス疑惑事件の主任検事を務めたときは、東京高検検事長として私の主任検事としての、何としても検挙したいという思いを理解してくださった、いわば恩師であり、その後も親しくさせていただいていて、私が尊敬申し上げている方であって、当時住友商事株式会社の監査役を勤めておられたのです。私にとって、財団創りの手懸かりとして経済界とのつながりを得る窓口は、前田さんしかなかったのです。単身で銀座の前田さんの事務所にお邪魔し、そのお願いをいたしました。前田さんは、ことの必要性を直ちに理解され、二つ返事で了解され、その数日後に私を住友商事の伊藤正相談役の部屋に連れて行ってくださいました。伊藤さんは、住友商事の社長、会長を合わせて12年間勤められ、相談役に退かれたばかりのときでした。後に、その相談役になられたのが、平成7年6月末だと知りましたので、私がお願いに行ったのは、やはり7月ころではないかと思います。私もそのとき伊藤さんに対して一生懸命にお話申し上げ懇請したのだと思いますが、基本的には前田さんが事前に話しておいてくださったからだと思います。伊藤さんは、ニコニコしながら黙って真剣に話を聞いてくださいました。そして、その場で了解をしてくださったのです。了解してくださったと私は思ったのですが、実はその後伊藤さんがあるインタビューに答えておられるところによると、伊藤さんは、私の話を聞いた後、この構想を進めるかどうか当時経団連会長だった豊田章一郎さんのところに行って相談され、豊田さんから激励されてこれを進めることを決断したと述べておられます。おそらく、そのとき伊藤さん御自身としてはこの計画を推進することに賛同ではあるものの、

ただ余りに大きな事業で資金を要することなので慎重を期されたのだと思います。

間もなく伊藤さんは、住友商事の中川英彦取締役と金子浩之さんと相澤繁昌さんの 3 人を、この財団立ち上げの準備組織の要員として、法総研に送り込んでくださいました。私たちは、あの法総研の赤煉瓦の建物の 3 階にこのための準備室を確保して、ここで準備作業に取り掛かりました。私の当時の手帳を見ると、その年の 9 月から平成 8 年初めにかけて、法総研所長の日野正晴さんの部屋で、中川さんたちを交えて頻繁に会議をもっています。そこには、官房から木藤繁夫総務審議官や後には古川元晴総務審議官が加わってくださいました。法務省全体としても本格的な企画になっていたのだと思います。

最後に問題になったのは、抛出を受ける財産を幾らにするかということです。以前は、財団というのは、抛出財産を銀行に預け、その利息で毎年事業を遂行するというものでしたが、バブルがはじけ、利息は既に 1 パーセント以下の時代に入っていましたから、莫大な財産を集めなければならない状況でした。そこで、利子の運用で事業を進めるという構想を諦め、小さく生んで大きく育てるというスローガンの下に、当初の財産を 5,000 万円として会員を募って財団を立ち上げ、その上各会員から毎年 1 口 20 万円を抛出してもらうことにしました。住友商事は 5 口、役員法人会員は 2 口、一般法人会員は 1 口ということにして、会員になっていただくよう募集を始めたのです。その方法は、伊藤さんが日本の有名企業の社長の方々に直接電話その他で要請し、それを受けて中川取締役や金子さんたちが直接企業に赴いて説得するという方法だったと聞いています。バブルがはじけた不況の時代でしたから大変御苦勞をされたと思いますが、そのような中でそれでも有名企業ばかり 25 社を集めてくださいました。これが中核（役員法人）となってどんどん大きくなっていったのです。

財団の名称は、「財団法人国際民商事法センター」とすることが決まり、財団の会長は伊藤さんが務めてくださることになりました。そして、前田宏さんの御推挙によって元検事総長の岡村泰孝さんに理事長を要請し、快諾を頂きました。

そのうちにも全国各地の大学を訪問する作業を続けておりましたが、東京大学名誉教授の三ヶ月章先生に特別顧問に就任していただくということになりました。私は、大学時代に三ヶ月先生の民事訴訟法の講義を受けましたから、私の恩師ということになりますが、覚えておられるはずもなく、私は当然のことながら、法務省の看板を掲げてお願いに行き、これまた直ちに快諾してくださいました。これで国際民商事法センターの首脳陣の重厚な布陣が固まりました。ちなみに、後に知ったことですが、伊藤さんは第一高等学校時代から三ヶ月先生と親しい間柄だったということです。

当時私たちは、この発展途上国の法整備支援に協力し財産を抛出してくださる企業に対し、何かお役に立てることがないか、ということを経営協議しました。その結果、今後各発展途上国に法整備支援を行っていけば、法総研と財団はきっとその国々の民事法の成立状況を把握できるであろうから、それらの国々の立法担当者を日本に招聘する都度、それらの国の法律事情についての情報を持ってくるように、それをすべて財団に保存し、財団の資金でそれを日本語に翻訳して備蓄し、協力企業が必要とするときに、財団に來

ていただければ、いつでも各国の法整備状況の情報を提供できるような態勢を整えるということにしました。現在では、各企業がわざわざ財団の事務所まで来ていただかなくても、定期的に法総研国際協力部が発刊している ICD NEWS と財団が発行している ICCLC という機関誌を会員企業に送付するようになっていて、この機関誌の集積がアジア諸国の時々刻々の法整備状況を示す貴重な資料となっています。誠に喜ばしい限りです。

この財団は、平成 8 年 3 月 28 日に法曹会館で設立発起人会が開かれて発足しました。私はその直後の 3 月 30 日に金沢地検検事正を拝命し東京を離れました。しかし、その後間もなく、私は石川県の経済界の人たちに接触し、石川県の有力紙である北國新聞社の強力な御支援を得て、県内有力企業 35 社に集まってもらい、同じ目的を持った石川国際民商事法センターを設立することになりました。金沢は、小さい町ですが、歴史と伝統のある、そして金沢城と兼六園を抱える緑豊かな町であり、外国の人を案内するには格好の町だと考えたからです。このセンターが全国規模の財団法人国際民商事法センターと協力しながら、その後一貫して活動が続けてくれていることについても大変うれしく思っています。

私たちは、以上のとおり、財団創設の作業を進めるとともに、他方で実際に法整備支援事業を開始しました。平成 7 年の夏ころから年末にかけて、ベトナムに対し、日本から 3 回にわたり、教授陣を派遣して、ハノイの司法省の大会議室で民事法の講義を行いました。その 3 回目に、日野法総研所長から、日本から団長格が行かなければいけないと言われました。私は当然英語で講義ができる人という枠で人選を進めていたのですが、なかなか見付からず困っておりましたところ、そのうち日野所長がベトナムならフランス語でも通じますから、あなたが行きなさいと言われ、私が行くはめになってしまいました。私は民事法について講義するほどのものを持っているはずはありませんから困ってしまいました。仕方なく日本の三権分立の歴史と実情というようなテーマで、フランス語で講義したことを覚えています。三権分立を実際に行うとなるといかに厳しい状況になるかを、具体的な歴史的事実に基づいて話したものですから、執行権と単一政党がすべての権力を掌握している社会主義国の法律家たちにとっては大変衝撃的であったようです。

そして、平成 7 年 10 月 16 日、私たちは、ベトナムの司法省の検事たち 10 人を迎え入れました。これが外国から立法担当者を迎え入れて研修した最初のものでした。そのグループは、ベトナム司法省の国際協力局長を団長としていましたが、初めてのことであり、その 10 人を司法省事務次官が率いて日本にやってこられました。そして 11 月 2 日に終了式を行って、夜お別れパーティーをした際、団長以下皆さんが目には涙を浮かべて感謝の挨拶をされたときには、法整備支援が両国の法律家同志の心を強くつなぐものであることを知り、本当に感動しました。

今では、支援する相手国の数も増え、支援の内容も、例えばカンボジアに対しては、民法、民事訴訟法の法典の起案のみならず、それらの法律の条文の解釈についてコンメ

ンタールの作成にまで協力し、さらにその法律の成立後その国の裁判官らを日本に招聘して、その法律を具体的に適用する実務家を養成することまで行っておられます。私たちが当初考えていた構想を遥かに超えて日本の法整備支援の内容が充実し、また私たちが思い描いていた以上のスピードで、この構想が発展していることに、私は、この事業を推進しておられる法務総合研究所国際協力部の皆さん、この事業を単に財政的に支えるという以上にこの事業の推進の内容そのものの在り方について深く関与してくださっている住友商事株式会社の宮原賢次相談役はじめ同財団の方々、この財団の会員として経済的支援を惜しまない会員の企業の方々、そしてこの事業に献身的に協力してくださっている全国の先生方に対し、深甚なる敬意と謝意を表し、今後この事業がますます発展し、日本が国際的に各国の法整備支援に貢献し、国際社会の平和と経済的發展に大いなる貢献を成し遂げられることを心から祈念して、この草創期の紹介を終わりたいと思います。